

用語	説明	
な		
NAP (National Action Plan)	国別行動計画	<p>2011年に採択された国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）に基づき、各国での策定が推奨されている行動計画のこと。日本では、外務省に2019年4月に「ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会」が設置され、関係各省とともに、ステークホルダー団体として、経団連、連合、日弁連、ILO 駐日事務所、市民組織などが委員として参加し、2020年10月に計画が策定された。本行動計画の実施や周知を通じ、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業行動の促進を図り、企業活動により人権への悪影響を受ける人々の人権保護・促進、ひいては、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献すること、日本企業の企業価値と国際競争力の向上、及びSDGs達成への貢献に繋がることが期待されている。</p>
ナショナルセンター		<p>労働組合の一国レベルの最上級中央団体をいう。通常産業別組合、職業別組合から構成され、地域組織をもつ。中華全国総工会（総工会）、アメリカ労働総同盟産業別組合会議 AFL・CIO、ドイツ労働総同盟 DGB、イギリス労働組合会議 TUC、フランス労働総同盟 CGT などが著名。産業・経済政策に労働者全体の要求を反映させることを運動の主眼とするため政党と密接な関係をもつ。日本では1960年代から80年代後半まで日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）など4団体があったが、89年統一して日本労働組合総連合会（連合）となった。これに次いで小規模ながら全国労働組合総連合（全労連）、全国労働組合連絡協議会（全労協）がある。</p>